

# 国見町業務継続計画

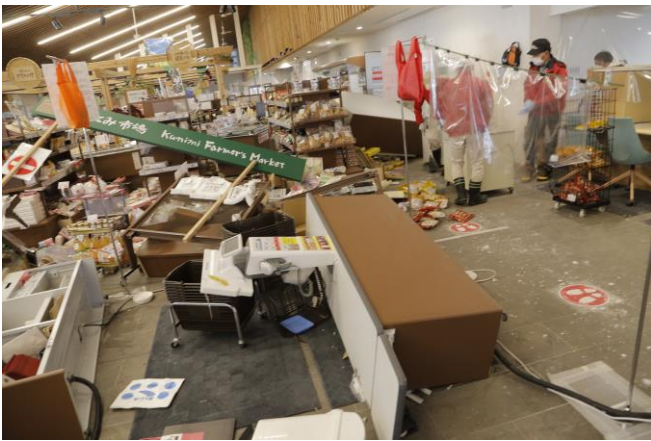
## ～大規模災害編～



東日本大震災（2011年）で被害を受けた  
役場庁舎



台風19号（2019年）により河川が決壊し孤立  
した集落



福島県沖地震（2021年）により6日間休業と  
なった道の駅



福島県沖地震（2022年）により町内に甚大な  
被害が発生したため翌日から臨時相談窓口開設

# 国 見 町

— 令和4年7月 —

# 目 次

第1章 業務継続計画の概要	1
1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは	1
2 非常時優先業務とは	1
3 業務継続計画策定の目的	2
4 業務継続計画の効果	2
5 業務継続計画の重要な6項目	2
6 地域防災計画と業務継続計画との関係	3
7 業務継続計画の発動と解除	4
8 住民への周知	4
第2章 想定される災害と被害想定	5
1 これまでの主な災害	5
2 想定される災害	5
3 想定される被害想定	5
第3章 業務継続のための執行体制の整備	7
1 非常配備態勢	7
2 職務代行順位	7
3 勤務時間外に参集可能な職員数	8
第4章 業務継続のための執行環境の整備	9
1 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定	9
2 ライフライン（電気・ガス・水道等）の確保	9
3 業務遂行のための飲料水、食料等	10
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	10
5 重要なデータのバックアップ	11
第5章 非常時優先業務の選定	12
1 非常時優先業務の概要	12
2 非常時優先業務の実施方針	12
3 非常時優先業務の整理	13
第6章 受援体制	14
1 受援体制の整備	14
第7章 継続的な改善への取組	15
1 業務継続マネジメント	15
2 職員に対する研修・訓練	15

# 第1章 業務継続計画の概要

## 1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは

業務継続計画とは、大規模災害が発生した場合に行政自らも被災し、人、施設、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な業務の執行体制や資源の確保等・配分や、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画をいいます。

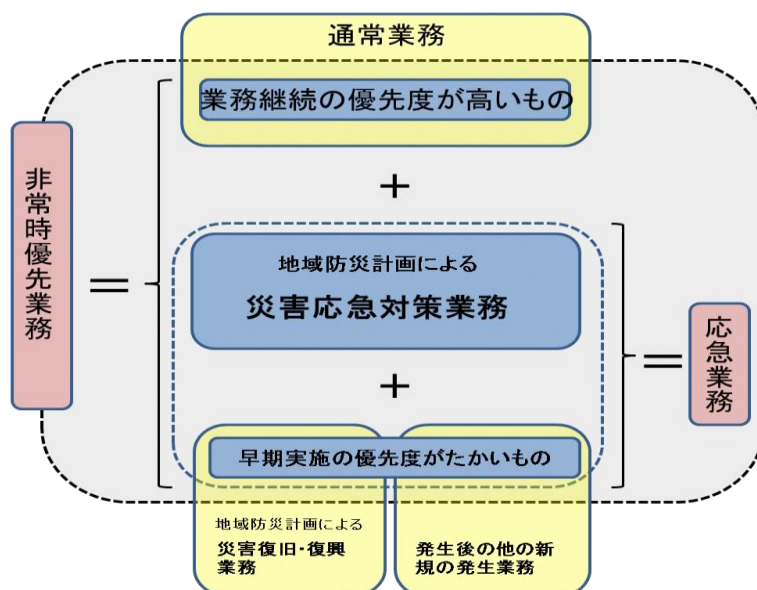
町では、災害に係る予防、応急対策及び復旧・復興対策を定めた国見町地域防災計画がありますが、業務継続計画は、地域防災計画を補完し、資源制約が伴う条件下においても、非常時優先業務の実施を確保するものです。

## 2 非常時優先業務とは

業務継続体制を検討するに当たっては、大規模な災害発災時にあっても優先して実施すべき業務を特定する必要があり、これが「非常時優先業務」です。

地震及び風水害等により大規模な被害をもたらし、住民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、町自身も被災する可能性は高いため、人、施設、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じます。そのような状況の中で、発災直後、直ちに地域防災計画の災害応急対応計画に基づき、迅速に災害応急対策業務を実施するとともに、住民生活に密着する通常業務を継続して実施していく必要があります。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い応急・復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となります。発災後は、様々な必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は必要に応じて休止するか、必要最低限の範囲で業務を実施します。



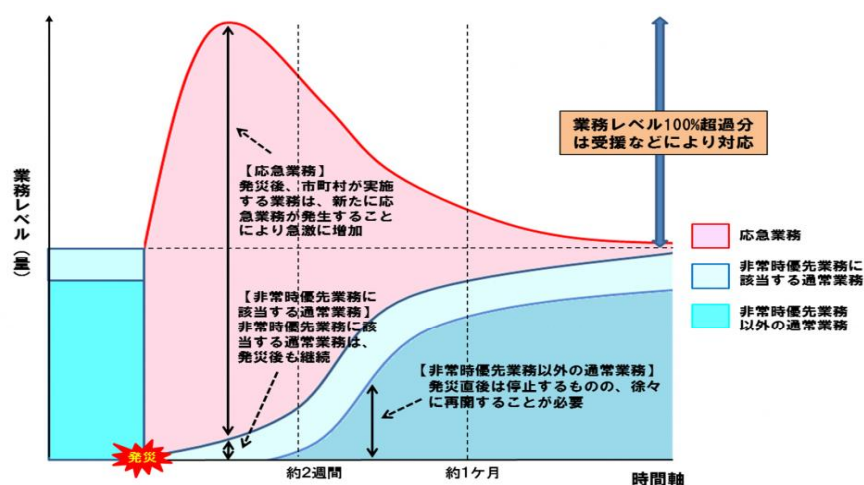
### 3 業務継続計画策定の目的

大規模災害が発生した場合において、災害対策本部の拠点となる役場庁舎の機能低下を最小限にとどめながら、住民の生命、身体及び財産を災害から保護します。

また、住民の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識を向上するだけでなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保します。

### 4 業務継続計画の効果

発災直後には、業務量が急激に増加し、極めて膨大となることが想定されますが、業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となります。



### 5 業務継続計画の重要な6項目

業務継続を行う上で、次の重要項目を定めます。

<p>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p>	<p>首長が不在の場合の職務の代行順位を定めます。 また、災害時の職員の参集体制を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠</li> <li>・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要</li> </ul>
<p>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定</p>	<p>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もあります。</li> </ul>
<p>(3) 電気、飲料水、食料等の確保</p>	<p>停電に備え、非常用電源とその燃料を確保します。また、業務を遂行する職員等のための飲料水、食料等を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要</li> <li>・孤立により外部からの飲料水、食料等の調達が不可能となる場合もあります。</li> </ul>
<p>(4) 災害時につながりやすい多様な通信手段の確保</p>	<p>断線、輻輳等により、固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害にあたり、情報収集・発信、連絡調整が必要</li> </ul>



(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保します。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも行政データが不可欠
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理します。 ・各課で実施すべき災害対応業務を明らかにします。

## 6 地域防災計画との業務継続計画との関係

地域防災計画は、町、消防関係機関、県の機関、指定地方公共機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連絡を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画です。

一方、本計画は、地域防災計画で災害時の拠点となっている役場庁舎や職員が被災することを前提としています。

災害時に優先的に取り組むべき業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保し、地域防災計画を補完します。

地域防災計画と業務継続計画の相違点の詳細は、下記の表のとおりです。

地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画です。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画です。(実効性の確保)。
行政の被災	業務継続計画で規定します。	役場庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の現状を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定します。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象としています。	非常時優先業務（優先度通常業務、災害応急対策業務）を対象としています。
業務開始目標時期	業務継続計画で規定します。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める必要があります。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務継続計画で規定します。	業務に従事する職員の飲料水・食料等について定める必要があります。

## 7 業務継続計画の発動と解除

---

大規模災害発生時に業務継続計画に基づき、非常時優先業務を実施する発動基準は次のとおりとします。

### (1) 発動基準

大規模災害により、町災害対策本部が設置され、町内全域及び役場機能に甚大な被害が生じた場合

#### ○災害対策本部の設置

(1) 局地的に相当規模の災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき（水害）
(2) 特別警報が発表されたとき（水害）
(3) 震度6（弱）以上の地震が観測発表されたとき（地震）
(4) 町内各地に大規模な災害が発生し、応急対策が必要と認められるとき（地震）
(5) その他本部長が当該配備を指令したとき

（国見町地域防災計画）

### (1) 発災初動期

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとします。

### (2) 発動権限者

本計画の発動権限者は、災害対策本部長（町長）とし、本部長が不在又は連絡不能の場合は、7頁の職務代行順位表により本部長に代わり発動の決定を行います。

なお、災害発生時には計画発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても必要に応じて初動対応をとり、継続実施すべき非常時優先業務及び停止する業務について、適切な対応をとるよう努めるものとします。

### (3) 本計画の対象期間は、災害発生から概ね1か月とします。

### (4) 発動解除

本部長は、町における業務資源の不足等に伴う支障が改善され安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の解除を行います。

ただし、各本部員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小した業務を順次再開させることができるものとします。

## 8 住民への周知

---

災害発生時に停止する業務及び優先的に実施する業務について、住民に理解を求めるため本計画の内容を住民に周知します。

## 第2章 想定される災害と被害想定

### 1 これまでの主な災害

本計画の策定に当たっては、昭和53年宮城沖地震をはじめ、平成23年東日本大震災、令和3年福島沖地震、令和4年福島県沖地震など町内に未曾有の被害をもたらし、役場庁舎等にも甚大な被害と影響を与えた同程度の地震を想定します。

なお、人的被害や建物被害、公共交通機関やライフラインの被害など、あらゆる分野の被害が発生した災害を想定することにより、他の災害などの危機事象についても十分対応が可能となります。

### 2 想定される災害

東日本大震災及び令和4年福島県沖地震と同規模の大地震（以下「大規模地震」という。）を想定します。

### 3 想定される被害想定

大規模地震の町内被害は次のとおりであり、これと同程度の被害が発生すると想定します。

#### ◆東日本大震災の規模、被害の概要

地震発生時刻	平成23年3月11日14時46分
発生場所（震源位置）	三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）
規模（マグニチュード）	9.0（マグニチュード）
最大震度	当町では6強
人的被害	死者：1名（仕事先で津波の被害に遭われた） 軽傷者：20名
建物被害	住家全壊：186棟 住家半壊：562棟 住家一部損壊：509棟 その他建物被害：627棟
ライフライン被害	停電 平成23年3月11日～3月14日には一部復旧 断水 平成23年3月11日～3月16日には一部復旧

#### ◆福島県沖地震

地震発生時刻	令和4年3月16日23時36分
発生場所（震源位置）	福島県沖（北緯37度41.8分、東経141度37.3分）
規模（マグニチュード）	7.4（マグニチュード）
最大震度	当町では6強
人的被害	重傷者：1名 軽傷者：14名
建物被害	住家全壊：7棟 住家大規模半壊：6棟 住家中規模半壊：57棟
※6月30日時点	

	住 家 半 壊：129棟 住家準半壊　：865棟 住家一部損壊　：179棟 その他建物被害：272棟
ライフライン被害	停電 令和4年3月16日～3月17日には一部復旧 断水 令和4年3月16日～3月17日には一部復旧



# 第3章 業務継続のための執行体制の整備

## 1 非常配備態勢

大規模な災害が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、適切な配備を行い、効率的な活動体制を確保する必要があります。

### 【災害時の配備基準】

配備区分		配備体制	配備時期	配備人員
災害対策本部設置前	警戒配備	防災担当課（住民防災課）で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1. 震度4の地震が観測されたとき。 2. その他特に住民防災課が必要と認められたとき。	住民防災課長、環境防災係長、環境防災係 以上 4名
	特別警戒配備（1号）	防災担当課（住民防災課）及び関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1. 震度5（弱・強）が観測され、災害の発生が予測されるとき、あるいは災害が発生したとき。 2. その他特に副町長が必要と認められたとき。	上記4名の他 ・各課等の長 ・関係各係長 ・関係各課の職員 全職員の30%
災害対策本部設置後	非常配備（2号）	応急対策を円滑に実施するため、必要と認める体制。	1. 震度6（弱）以上の地震が観測発表されたとき。 2. その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	上記の他 ・各係長 ・各課等の職員 全職員の60%
	非常配備体制（3号）	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策にあたる体制とする。	1. 町内各地に大規模な災害が発生し、応急対策が必要と認められるとき。 2. その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	全職員100%

## 2 職務代行順位

(1) 大規模災害の発生時に迅速かつ的確に業務を実施するためには、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する必要があります。

災害対策本部については、本部長である町長が統括します。ただし、町長が不在時に職務を代行する者をあらかじめ定めておくことが必要とされています。

また、町長の職務代行者3名の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代行者を指名し、職務代行者が不在となることのないよう努めるものとします。

【業務継続計画の発動権限者と職務代行順位】

発動権限者	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	教育長	住民防災課長

(2) 各課による職務代行順位

非常時優先業務の遂行に当たり、管理職が不在の場合でも職務代行順位に準じ、適切な意思決定が迅速に行われるよう、各課において指揮命令系統を確立しておく必要があります。各課においてあらかじめ意思決定者の職務を代理する者を定めることとします。

### 3 勤務時間外に参集可能な職員数

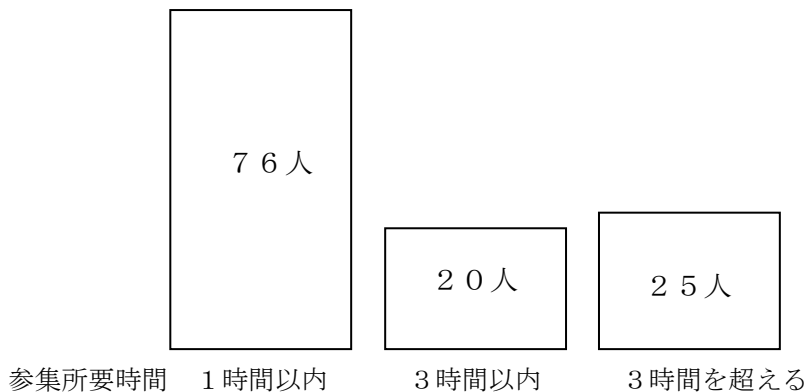
(1) 現 状

勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、自宅から役場までの距離を基に、徒歩による参集時間別の参集可能職員数を算出しました。

【参集所要時間に応じた職員参集率】

参集所要時間	職員参集率	
1時間以内	通勤距離 5 km圏内の職員	63%
3時間以内	通勤距離 10 km圏内の職員	17%
3時間を超える	通勤距離 10 km圏外の職員	20%

【参集職員数】



(2) 課 題

夜間及び休日に発災し、職員及び家族が被災した場合においては、1時間以内の職員数が6割から7割（約70名前後）となることが予想され、初動時に従事する職員数が不足するため、必要な職員数に対応した職員配備体制をとる必要があります。

(3) 対 策

- ア 業務の優先順位を考慮し、一時的に他の部署からの応援を求める。
- イ 他自治体等からの応援職員の協力体制を構築する。

## 第4章 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設機能を保持し、又は早期に復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要があります。

### 1 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の指定

役場庁舎が使用不能となった場合は、国見町観月台文化センターを代替庁舎として使用する。

### 2 ライフライン（電気・ガス・水道等）の確保

#### (1) 状 況

ライフライン途絶時の役場庁舎及び代替庁舎の状況は次のとおりです。

#### (2) 対 策

ア 非常用電源を確保します。

停電時でも業務を継続するために必要な電力を確保できる非常用電源及び燃料の備蓄に努めます。

イ 災害でもつながりやすい電話回線を複数回線確保します。

ウ 飲料水の備蓄やトイレの用水を確保します。

エ 災害でも使用可能なトイレ対策（携帯トイレ、トイレトペーパーの備蓄）をします。

#### 【ライフライン途絶時の拠点施設の状況】

##### 【電気】

施設名	状 況
役場庁舎	【非常用電源】 発電量 130KVA タンク量 1,950 稼働時間 72 h ※A重油
観月台文化センター	【非常用電源】 発電量 40KVA タンク量 300 稼働時間 3 h ※軽油

##### 【ガス】

施設名	状 況
役場庁舎	なし
観月台文化センター	【プロパンガス】調理用の火力

##### 【水道】

施設名	状 況
役場庁舎	受水槽(上水・中水)13.5 m <sup>3</sup> 、消化水槽 5.2 m <sup>3</sup>
観月台文化センター	断水

### 【トイレ】

施設名	状 況	
役場庁舎	【男性用】 洋 9、小 12 【女性用】 洋 10 【障害者用】 洋 1	・断水時、使用可能箇所 全使用可
観月台文化センター	【男性用】 洋 9、小 15 【女性用】 洋 17 【障害者用】 洋 2 ※断水時使用不可	

### 【電話】

施設名	状 況	
役場庁舎	【着信】 32 回線 【発信】 32 回線（災害時優先回線 3 回線）	
観月台文化センター	【着信】 8 回線 【発信】 8 回線（災害時優先回線 1 回線）	

## 3 業務遂行のための飲料水、食料等

### (1) 現 状

ア 住民の備蓄を補完するために、最低限必要とされる 3 日分の食料の備蓄を計画的に行っています。

イ 職員用の飲料水や食料の備蓄品の保管はしていません。

### (2) 課 題

発災直後から職員は昼夜を問わず非常時優先業務に従事するため、必要な水分や食事の摂取、また、過労死を防ぐためにも他自治体からの応援職員の協力体制により、適度な休息を取る必要があります。

### (3) 対 策

発災後、職員は、町民と同様に自助の観点から各自で最低 3 日間分の飲料水（90）、食料を備えて置き、休日等勤務時間外に発災し登庁する際に自宅から持参することとします。

## 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

### (1) 現 状

災害時における通信手段の現状は、次のとおりです。

#### 【電話回線以外の通信手段の現状】

名 称	局数等	用途
防災行政無線	移動系 44 台	災害現場との通信を行う。
	個別受信機	住民に対して個別受信機により、情報を伝達する

### (2) 課 題

災害用の機器は、平時に使用する部署が少ないことから、災害時に機器の操作方法の未熟などの原因で有効に活用できないことが懸念されます。

(3) 対 策

移動系無線については、保守点検を確実に実施するとともに、訓練の実施や平常時の活用を通じて操作に習熟するよう努めます。

## 5 重要な行政データのバックアップ

(1) 現 状

町は、住民の個人情報や行政に関する重要な情報資産を多数保有し、その行政サービスの大部分についてコンピューターシステムを利用しています。

【コンピューターの状況】

分類	システム名	種別
基幹系システム	総合行政情報システム	クラウド
	戸籍システム	クラウド
	健康管理システム	庁内
情報系システム	ホームページ作成システム	クラウド
	インターネット接続システム	庁内
業務システム	グループウェアシステム	クラウド
	財務会計・庶務事務システム	庁内
	土地情報管理システム	庁内
	文書管理システム	クラウド
	例規システム	クラウド

(2) データのバックアップ

総合行政情報システム（住基システム）、財務会計・庶務事務システム、土地情報管理システム、グループウェアシステムの各データについては1か月ごとにバックアップを作成し、データ媒体を遠隔地に保管している。

総合行政情報システムは庁内にバックアップサーバーを設置し、クラウドとの通信遮断時も業務継続を可能としている。

(3) 対 策

大規模災害時のシステム停止に備え、町のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するよう、システム保守業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制の確保に努めます。

## 第5章 非常時優先業務の選定

### 1 非常時優先業務の概要

町は、災害発生後直ちに災害対策本部を設置し、避難所の開設、避難物資の調達等多岐にわたる災害対応にあたらなければなりません。

また、通常業務についても住民への行政サービスを継続することが必要です。

(1) 災害応急対策業務

国見町地域防災計画に定めている災害対策本部におく各部所掌事務のうち、概ね1週間以内に着手する業務

(2) 早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務

災害対策本部が設置された時に定められた業務

(3) 優先通常業務

業務継続の優先度の高い通常業務

### 2 非常時優先業務の実施方針

町は、大規模災害時における非常時優先業務について、次の方針により業務を継続します。

(1) 住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるために災害応急対策業務を最優先します。

(2) 発生から72時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点を置きます。

発災直後は、救命救急活動や避難所開設等の住民の生命や生活に係る業務を最優先に実施し、その他の業務は、一時停止します。その後、順次相談窓口の設置や罹災証明発行等の生活再建支援業務を実施します。

(3) ライフラインの維持のための業務は、災害時でも継続します。上下水道・ごみ処理等は、住民生活に直結するライフラインのため、その機能維持や早期復旧に全力で取り組みます。

また、被災後、速やかな復旧業務を進めるためには、学校や保育施設等の環境整備が重要になります。このような、復旧に向けた住民の活動と密接な関係がある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極め、早期再開をめざします。

(4) 町の公共施設（町民センター、総合体育館）を避難所等の災害応急対策業務として使用する場合は、一般利用を休止します。

(5) イベント等は、原則として中止・延期します。

(6) 通常業務は、可能な限り休止又は縮小します。

発災直後に生じる避難所運営等の災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、平時に実施している通常業務は可能な限り一時停止、又は縮小します。

(7) 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とします。

(8) 非常時優先業務で必要とする燃料や公用車等の資源については、各課等が要求する数量の全てを調達できない場合が想定されます。このため、非常時優先業務の中でも特に重要な業務を洗い出し、資源を効果的に配分します。



### 3 非常時優先業務の整理

#### (1) 非常時優先業務

災害発生時に業務量が急激に増加し、利用できる資源に制約がある状況下において業務を継続するためには、優先的に実施する災害応急対策業務と通常業務を時系列で把握する必要があります。

休止して通常業務について、目標とする再開時期をあらかじめ示しておく必要があるため、別紙1のとおり「国見町行政組織規則」「国見町教育委員会事務局組織規則」等に規定されている事務分掌を各課の非常時優先業務としてまとめました。

区分	業務開始 目標時間	非常時優先業務	
		主な災害応急対策業務	主な優先すべき通常業務
S	発災 ～3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置（住）</li> <li>○情報の収集・伝達・通信の確保（総）</li> <li>○役場庁舎点検・応急対策（総）</li> <li>○避難所の開設（保・教）</li> <li>○上下水道施設の緊急点検（水）</li> <li>○災害の現況把握（全）</li> <li>○町民の安否確認（全）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報ネットワーク、機器点検</li> <li>○報道機関との連絡調整</li> <li>○戸籍事務</li> <li>○消防団との連絡調整</li> </ul>
A	3時間 ～1日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害応援要請・受入（総）</li> <li>○被災者の避難、誘導（保）</li> <li>○ライフラインの点検・応急対策（建・水）</li> <li>○避難路・輸送道路の確保（建）</li> <li>○食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給（総・保・産）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会との連絡調整</li> <li>○衛生処理組合との連絡調整</li> <li>※優先通常業務一覧</li> </ul>
B	1日 ～3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急対復旧・二次災害防止活動（建・水）</li> <li>○住宅応急対策（建）</li> <li>○保健衛生活動（保）</li> <li>○公共施設等応急対策（教）</li> <li>○農林業施設応急対策（産）</li> <li>○罹災・被災証明書受付・発行（税・全）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※優先通常業務一覧</li> </ul>
C	3日 ～2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業災害対策（産）</li> <li>○廃棄物処理対策（住）</li> <li>○ボランティア受入れ（保）</li> <li>○罹災・被災現地調査（税・全）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税関係の証明発行</li> <li>○広報紙の編集、発行</li> <li>※優先通常業務一覧</li> </ul>
D	2週間 ～1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害義援金受付（保）</li> <li>○住宅応急修理受付（建）</li> <li>○住宅公費解体受付（住）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※優先通常業務一覧</li> </ul>

主な国見町地域防災計画事務分掌の括弧内

（総）・・・総務部、（税）・・・税務部、（住）・・・住民防災部、（保）・・・保健福祉部  
 （産）・・・産業振興部、（健）・・・建設部、（水）・・・上下水道部、（教）・・・教育委員会  
 （全）・・・全ての部

# 第6章 受援体制

## 1 受援体制の整備

### (1) 受援体制の確保

町単独では十分な災害応急遺作業務が実施できないような大規模災害が発生した場合に、県外の自治体、関係機関、民間企業等と災害時応援協定を締結していますので、平時から応援・受援体制等について確認するなど連携体制の強化を図ります。

#### ○他自治体との災害応援協定締結の状況

1対1協定	その他の協定等
4自治体	3自治体

#### ○民間団体等との災害応援協定締結の状況

災害復旧	物資	輸送	その他
2団体	1団体	1団体	5団体

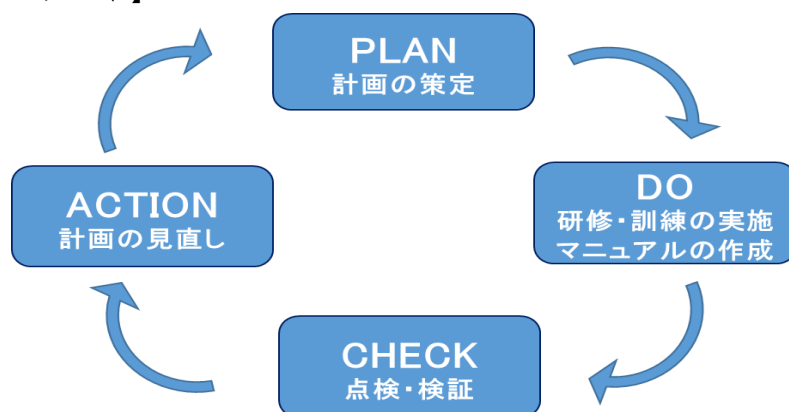
# 第7章 継続的な改善への取組

## 1 業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画策定にとどまらず、計画を整理・運用する業務継続マネジメントの推進が必要です。

また、本計画は、災害時における町の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組むこととします。

【業務継続マネジメント】



## 2 職員に対する研修・訓練

### (1) 職員に対する研修・訓練の実施

計画実効性を確保するためには、計画の策定だけではなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めます。

### (2) 各部署における継続的な取組

本計画は、発災時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始時期を定めたものです。

発災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するためには、各部署においても具体的な対応について、平常時から継続的に話し合いを行い、災害時における業務の継続に努めます。



国見町業務継続計画

～大規模災害編～

令和4年7月 策定